

健 全 化 判 断 比 率
資 金 不 足 比 率
(令和 7 年度)

令 和 8 年 9 月
おいらせ町財政管財課

1 健全化判断比率

健全化判断比率		備考
実質赤字比率	— (14.00%)	実質黒字比率 6.07%
連結実質赤字比率	— (19.00%)	連結実質黒字比率 23.38%
実質公債費比率	8.3% (25.0%)	
将来負担比率	— (350.0%)	将来負担比率 △37.70%

＊ () の数値は早期健全化基準の比率

2 資金不足比率

公営企業会計の名称	資金不足比率	備考
病院事業会計	— (20.0%)	・ 令第17条第1号の規定による事業の規模 838,619千円 ・ 資金剰余比率110.0%
下水道事業会計	— (20.0%)	・ 令第17条第1号の規定による事業の規模 212,511千円 ・ 資金剰余比率64.7%

＊ () の数値は経営健全化基準の比率

＊ 「令」は地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令

第4 健全化判断比率・資金不足比率等

健全化判断比率とは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律により定義された財政の健全度を示す「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」の4指標である。

この4指標のいずれかが早期健全化基準を上回る場合は財政健全化計画、将来負担比率を除く3指標のいずれかが再生基準を上回る場合は財政再生計画を策定し、地方公共団体財政の早期健全化を図ることとされている。

1 健全化判断比率の推移

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実質赤字比率 (実質黒字の比率)	－% (4.77%)	－% (2.91%)	－% (3.94%)	－% (6.07%)
早期健全化基準	14.10%	14.07%	14.01%	14.00%
再生基準	20.00%			
連結実質赤字比率 (連結実質黒字の比率)	－% (22.64%)	－% (21.11%)	－% (21.09%)	－% (23.38%)
早期健全化基準	19.10%	19.07%	19.01%	19.00%
再生基準	30.00%			
実質公債費比率	10.4%	10.1%	9.3%	8.3%
早期健全化基準	25.0%			
再生基準	35.0%			
将来負担比率	－%	－%	－%	－%
早期健全化基準	350.0%			

いずれの指標も早期健全化基準、再生基準を下回った。

2 資金不足比率の推移

資金不足比率とは、健全化判断比率と同様に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律により定義された地方公営企業の経営健全度を示す指標であり、公営企業会計の資金不足の深刻度を表す指標である。

経営健全化基準を上回る公営企業を有する地方公共団体は経営健全化計画を策定し、公営企業の経営健全化を図ることとされている。

公営企業会計の名称	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
病院事業会計 (資金剰余の比率)	－% (119.9%)	－% (121.2%)	－% (118.2%)	－% (110.0%)
経営健全化基準	20.0%			
下水道事業会計 (資金剰余の比率)	－% (－%)	－% (－%)	－% (39.9%)	－% (64.7%)
経営健全化基準	20.0%			

いずれの公営企業においても、経営健全化基準（資金不足比率20.0%）を下回った。

3 健全化判断比率算定の説明

(1) 実質赤字比率、連結実質赤字比率

実質赤字比率とは、一般会計と一部の特別会計（以下「一般会計等」という）の赤字の深刻度を示す指標である。

一方、連結実質赤字比率とは、地方公共団体全体の赤字の深刻度を示す指標である。

(単位：％、千円)

区分	令和7年度	令和6年度	増減
実質赤字比率 $(-A \div E \times 100)$	— (実質黒字比率6.07)	— (実質黒字比率3.94)	—
連結実質赤字比率 $(-D \div E \times 100)$	— (連結実質黒字比率23.38)	— (連結実質黒字比率21.09)	—
(A) 一般会計等・実質収支額	433,756	281,092	152,664
一般会計	433,574	280,660	152,914
奨学資金貸付事業特別会計	182	432	△ 250
(B) 公営事業特別会計・実質収支額	177,279	155,587	21,692
国民健康保険特別会計	15,495	9,418	6,077
介護保険特別会計	152,971	136,709	16,262
後期高齢者医療特別会計	8,813	9,460	△ 647
(C) 公営企業会計・資金剰余額	1,060,078	1,064,494	△ 4,416
病院事業会計	922,385	979,404	△ 57,019
下水道事業会計	137,693	85,090	52,603
(D) 連結実質収支額 (A+B+C)	1,671,113	1,501,173	169,940
(E) 標準財政規模	7,144,758	7,117,173	27,585

(2) 実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金とそれに準ずる経費の大きさを示す指標である。

(単位：％、千円)

区分	令和7年度	令和6年度	増減
実質公債費比率 (3ヵ年平均)	8.3	9.3	△ 1.0
実質公債費比率 (単年度) $((A+B+C-D-E-F) \div (G-F) \times 100)$	7.17920	7.78611	△ 0.60691
(A) 一般会計等の元利償還金	878,665	979,574	△ 100,909
(B) 一時借入金利子 (基金の繰替え運用除く)	0	0	0
(C) 準元利償還金	421,935	544,580	△ 122,645
公債費充当公営企業繰入金	369,304	490,282	△ 120,978
〃 一部事務組合等負担金	51,329	52,996	△ 1,667
公債費に準ずる債務負担行為	1,302	1,302	0
(D) 繰上償還額	0	0	0
(E) 公債費に充当した特定財源	57,481	43,932	13,549
(F) 基準財政需要額算入公債費等	786,658	1,004,264	△ 217,606
(G) 標準財政規模	7,144,758	7,117,173	27,585

(3) 将来負担比率

将来負担比率は、一般会計等が将来的に負担すべき負債の大きさを示す指標である。

(単位：％、千円)

区分	令和7年度	令和6年度	増減
将来負担比率((A-B)÷(C-D)×100)	△ 37.7	△ 40.7	3.0
(A) 将来負担額 (①～⑧の計)	12,812,575	12,664,126	148,449
① 地方債現在高	7,939,357	7,653,883	285,474
一般会計	7,939,357	7,653,883	285,474
② 債務負担行為に基づく支出予定額	657	1,958	△ 1,301
赤田橋補修工事費負担金(平成26年度以降分)	657	1,958	△ 1,301
③ 地方債の償還に係る一般会計等からの繰入見込額	3,733,791	3,878,944	△ 145,153
病院事業会計	86,979	65,681	21,298
下水道事業会計	3,646,812	3,813,263	△ 166,451
④ 一部事務組合等の地方債償還に係る負担見込額	467,949	487,264	△ 19,315
上北地方教育・福祉事務組合	65,147	70,917	△ 5,770
十和田地域広域事務組合	214,685	235,035	△ 20,350
八戸地域広域市町村圏事務組合	188,117	181,312	6,805
十和田地区環境整備事務組合	0	0	0
⑤ 退職手当負担見込額	670,821	642,077	28,744
一般職の職員	1,325,756	1,249,474	76,282
特別職の職員	7,976	19,743	△ 11,767
退職手当組合積立不足額	△ 662,911	△ 627,140	△ 35,771
⑥ 設立法人の負債額等負担見込額	0	0	0
おいらせ町土地開発公社	0	0	0
その他の損失保証債務	0	0	0
⑦ 連結実質赤字額(黒字の場合は0)	0	0	0
⑧ 組合等連結実質赤字額負担見込額	0	0	0
(B) 充当可能財源等 (⑨～⑪の計)	15,214,500	15,154,800	59,700
⑨ 充当可能基金	5,574,582	5,630,458	△ 55,876
財政調整基金	1,922,751	1,906,013	16,738
減債基金	753,393	764,905	△ 11,512
その他特定目的基金	2,898,438	2,959,540	△ 61,102
⑩ 充当可能特定歳入見込額	21,653	33,119	△ 11,466
公営住宅使用料	21,653	32,404	△ 10,751
災害援護資金貸付金収入	0	715	△ 715
⑪ 基準財政需要額算入見込額	9,618,265	9,491,223	127,042
(C) 標準財政規模	7,144,758	7,117,173	27,585
(D) 当年度基準財政需要額算入公債費等	786,658	1,004,264	△ 217,606

4 資金不足比率算定の説明

(1) 病院事業会計（地方公営企業法適用企業）

（単位：％、千円）

区分	令和7年度	令和6年度	増減
資金不足比率($-A \div B \times 100$)	— (資金剰余比率110.0)	— (資金剰余比率118.2)	—
(A) 資金剰余額 (①-②)	922,385	979,404	△ 57,019
①流動資産額	1,017,796	1,067,714	△ 49,918
②流動負債額	95,411	88,310	7,101
(B) 事業の規模	838,619	828,390	10,229
入院収益	589,187	580,295	8,892
外来収益	159,018	156,884	2,134
訪問看護療養費	0	0	0
介護保険訪問看護サービス費	0	0	0
公衆衛生活動収益	28,513	29,994	△ 1,481
他会計負担金（うち保健・衛生分）	52,973	52,459	514
その他医業収益	8,928	8,758	170

(2) 下水道事業会計（地方公営企業法適用企業）

（単位：％、千円）

区分	令和7年度	令和6年度	増減
資金不足比率($-A \div B \times 100$)	— (資金剰余比率64.7)	— (資金剰余比率39.9)	—
(A) 資金剰余額 (①-②)	137,693	85,090	52,603
①流動資産額	177,909	121,547	56,362
②流動負債額	40,216	36,457	3,759
(B) 事業の規模	212,511	213,151	△ 640
使用料	211,925	212,820	△ 895
手数料	586	331	255

5 町財政状況の概要

財政状況の実態を把握するには、健全化判断比率と併せ、他の財政指標の情報が必要である。

年度	①実質単年度収支	②財政調整基金残高	③経常収支比率	④実質公債費比率	⑤地方債現在高
平18	+3,917万円	6.8億円	89.4%	18.5%	140.4億円
平19	+1億1,961万円	7.0億円	91.0%	18.8%	138.4億円
平20	+8,255万円	6.6億円	92.1%	19.4%	131.7億円
平21	+1億2,018万円	6.8億円	88.1%	18.8%	131.1億円
平22	+4億 879万円	9.4億円	85.3%	17.2%	128.4億円
平23	+2億2,642万円	13.2億円	87.7%	15.0%	121.1億円
平24	▲1,114万円	14.4億円	89.1%	14.0%	116.2億円
平25	▲8,781万円	15.6億円	91.2%	13.7%	112.7億円
平26	▲9,792万円	14.9億円	90.7%	13.8%	108.0億円
平27	+1億 85万円	15.9億円	89.7%	13.3%	102.2億円
平28	▲8,575万円	16.9億円	88.6%	12.4%	100.7億円
平29	▲1億6,836万円	16.1億円	91.2%	11.5%	107.1億円
平30	▲1億4,707万円	14.9億円	95.1%	11.1%	106.9億円
令元	▲1億6,538万円	14.0億円	94.4%	11.0%	101.7億円
令 2	▲3,088万円	14.1億円	95.3%	11.1%	96.3億円
令 3	+5億4,164万円	21.5億円	87.2%	10.8%	90.5億円
令 4	▲1億 149万円	22.4億円	93.2%	10.4%	83.4億円
令 5	▲5億9,079万円	19.8億円	94.7%	10.1%	77.2億円
令 6	▲1億9,669万円	19.1億円	93.3%	9.3%	76.5億円
令 7	▲3,033万円	19.2億円	89.8%	8.3%	79.4億円

(1) 令和7年度の概況

①実質単年度収支

令和7年度の実質単年度収支は、▲3,033万円で4年連続の赤字となった。

②財政調整基金残高

令和7年度予算の財源不足を財政調整基金の取り崩しにより補てんしたが、令和6年度の決算剰余金からの積み立て額が取り崩し額を上回ったため、基金残高は令和7年度末で19.2億円と増加した。

③経常収支比率

地方税及び地方消費税交付金並びに経常的経費に充当する特定財源の増加が、物価高騰の影響による経常的経費の増加より大きかったため、令和7年度は89.8%と減少した。

④実質公債費比率（3か年平均）

3か年平均比率は前年より減少した。減少の主な要因としては、令和7年度の単年度の実質公債費率が7.18%であり、令和4年度の10.13%と比較して数値が減少したため、結果として減少となったものである。

⑤地方債現在高

一般会計における地方債現在高は増加した。これは、元金の償還額（8.4億円）よりも令和7年度に新規借入れした額（11.4億円）が上回ったことによるものである。なお、令和7年度の主な借入れは、木ノ下中学校講堂改築事業3.1億円、新庁舎建設事業1.6億円等である。

(2) 各指標の説明

①実質単年度収支	決算書に掲載される実質収支は、前年度からの繰越金や財政調整基金の残高が財源不足を補てんできる範囲内であれば、赤字にならない構造である。 実質単年度収支は、単年度における収支を表す指標の一つであり、財政調整基金の出し入れや地方債の繰上償還といった要素を取り除くため、1年間に得られる収入で、その間の支出を賄えているかといった黒字・赤字の実態を把握することができる。
②財政調整基金残高	財源不足を補てんできる唯一の基金である財政調整基金の残高。 当初予算段階では、主要な一般財源について抑制的に計上せざるを得ないため、財政調整基金からの繰入（取り崩し）を充て予算を編成し、その後の主要財源確定に伴い基金繰入額を調整し、最終的な基金繰入額を極力抑制することが安定的な財政運営に必要である。 なお、町条例により前年度決算剰余金の2分の1以上を財政調整基金へ積み立てることとしている。
③経常収支比率	経常的な収入を、どの程度経常的な支出に充てたかを示す指標。 比率が高いほど財政が硬直化したと捉えられ、比率が100%を超える場合、臨時的経費（災害復旧など）や投資的経費（建設事業）はおろか、経常的経費すら経常的収入で賄えていない危険な財政状況であるといえる。 なお、財政調整基金の残高が財源不足を賄いきれない状況に陥った場合は、実質収支の赤字や実質赤字比率を計上することとなる。
④実質公債費比率	義務的経費とされる人件費、扶助費、公債費のうち、もっとも削減が困難とされる公債費の財源負担の大きさを表す指標であり、直近3か年平均で算定される。 比率が18%を超える場合は、起債にあたり国又は県の許可が必要とされ、公債費負担を低減するための計画提出が求められる。 なお、比率を改善するためには、建設事業の長期的抑制などの取り組みが必要になる。
⑤地方債現在高	一般会計における地方債（借金）の残高。 地方債とは、地方公共団体が資金調達のために負担する債務のことであり、地方債残高が多くなると将来負担すべき債務が増加し、財政の硬直化につながる。 なお、地方債を充当できる経費は限定されており、公共施設の建設工事費や土地購入費などの投資的経費が主なものとなっている。